

経理部門の基本有用情報

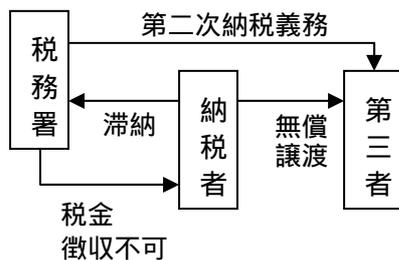
今月の経理情報

今回のテーマ： 見落とししがちな第二次納税義務

第二次納税義務の制度は、納税者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき額が不足する場合に、納税者と一定の関係にある第三者に、第二次的にその納税義務を負わせる制度です。

1) 概略（無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務）

つぎの場合に、第三者は第二次納税義務を負うことになります。



納税者は、不動産を第三者に無償譲渡したが、納税資金がなく滞納

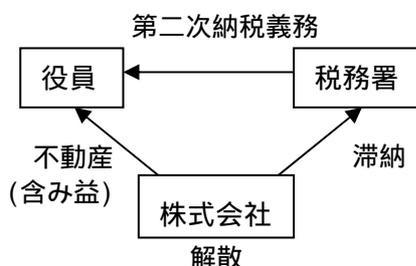
税務署は、納税者に財産がないため、滞納税金を徴収することができない(もし無償譲渡がなければ滞納税金を徴収できたはず)

無償で財産を譲り受けた第三者は、納税者に代わって、納税義務を負うことになる(第二次納税義務)

要件	留意点
<p>納税者が無償又は著しく低い額の対価(1)による譲渡(2)、債務の免除、その他第三者に利益を与える処分をしたこと</p> <p>が、滞納国税の法定納期限の1年前の日以後にされていること</p> <p>納税者に滞納処分を執行しても、なおその徴収すべき額に不足すると認められることが、の無償譲渡等に基因すること</p>	<p>1) 低額の判定</p> <p>不動産 ... 対価が時価のおおむね1/2未満かどうか</p> <p>上場株式... 対価と時価の差額が比較的僅少でも低額とされることがある</p> <p>2) 譲渡とは、贈与、特定遺贈、売買、交換、債権譲渡、出資、代物弁済等による財産権の移転をいい、相続等の一般承継を含みません。</p>

2) 事例検討

無償譲渡でなくても、株式会社の法人税について、役員に第二次納税義務が及ぶこととなった事例があります。



株式会社は、退職金代わりに含み益のある不動産を株主である役員に支給し、解散した

株式会社は、税務調査においての不動産は、役員退職金として過大と認定され法人税等の追加納税の必要が生じたが、株式会社は既に解散しているため納税資金がなく滞納

不動産を譲り受けた役員は、株式会社に代わってこの法人税等につき、納税義務を負うことになった

お見逃しなく!

第二次納税義務が及ぶ金額には、つぎのように限度額が定められています。

- 1) の第三者が、親族その他の特殊関係者の場合・・・受けた利益の額
- 1) の第三者が 以外の場合・・・受けた利益のうち現存する利益の額
- 2) の場合・・・受けた財産の価額